

令和元年度第2回流山市通学区域審議会会議録

- 1 日 時 令和元年8月22日(木)
午後2時～午後4時
- 2 場 所 301会議室(市役所第2庁舎3階)
- 3 出席委員 小澤委員、小泉委員、長岡委員、小林委員、佐藤委員、
知念委員、クリアー委員、鈴木委員、龍田委員、宮原委員
近江委員、高西委員、安江委員、
- 4 欠席委員 長谷部委員、山口委員
- 5 事務局 前川学校教育部長
宮本学校教育部次長兼学校教育課長
上原課長補佐、吉川管理主事、軍司係長
石川主任主事、片岡主任主事
- 6 議 題
 - (1) 委員の委嘱について
 - (2) 会長の選任について
 - (3) 審議会の公開及び会議録の作成方法について
 - (4) 平成31年度児童生徒数推計及び想定値について
 - (5) 新設小・中学校答申に係る附帯意見等の整理について
- 7 傍聴人 なし
- 8 議 事 次頁以降のとおり。

<事務局>

皆さま、こんにちは。

(定刻となりましたので)、ただいまから、令和元年度第2回流山市通学区域審議会を開催いたします。

本日の日程としましては、はじめに、教育長から皆さまに委嘱状の交付をさせていただきます。

続きまして「会長及び副会長の選出」を行い、その後、事務局から「審議会の公開及び会議録の作成方法」等について説明させていただきたいと思っております。

また、本日の審議会が改選後、最初の審議会ということもあることから、「児童・生徒数推計及び想定値」について、これまでの振返りを兼ね、今後、様々な審議においても、影響することから、事務局から説明させていただきます。

さらに、それらを踏まえ、一昨年、昨年と審議をいただき、答申をいただきました新設小・中学校(大畔地区建設予定地)の附帯意見等の整理について、委員の皆さまには様々な見地からご意見を頂戴したいと考えています。

それでは、早速ですが、後田教育長から皆さまへ委嘱状を交付させていただきます。

教育長が皆さまの席を回り、順次委嘱申し上げますので、恐縮ですが順番が参りましたら、ご起立願います。

<教育長> (委嘱状交付)

<事務局>

それではここで教育長から御挨拶申し上げます。

<教育長>

審議会開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

皆様方には、本市の教育行政に格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、通学区域審議会委員をお願いすることになり、先ほど委嘱状を交付させていただきました。

委員の皆様には今後2年間、本市の小中学校の通学区域について、御審議をしていただきますので、よろしく願いいたします。

現在、流山おおたかの森駅及び南流山駅の周辺地区は、土地区画整理事業の施行により、御存知のとおり、若い世代の方々の転入が顕著であり、児童・生徒数も増加している状況です。

山積する課題も多々ありますが、今後の児童・生徒数推計及び想定値を参考にさせていただきながら、皆様方には、様々な見地から、通学区域の審議をお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様方には、児童生徒が安全で、安心して通学できるよう、これからの2年間、通学区域の見直しについて御審議させていただきますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

<事務局>

ありがとうございました。
委員の皆様から自己紹介をお願いします。

<委員> (順番に自己紹介)

<事務局>

次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。
後田教育長「よろしくお願い致します。」

前川学校教育部長「同上」
宮本学校教育部次長兼課長「同上」
上原課長補佐「同上」
吉川管理主事「同上」
軍司学務係長「同上」
石川主任主事「同上」
片岡主任主事「同上」

以上、事務局です。
どうぞよろしく申し上げます。

<事務局>

教育長は、公務のため、本日はこれもちまして退席とさせていただきますので、御了承願います。

<教育長> (教育長退席)

<事務局>

本日の会議の成立について御報告申し上げます。
会議に先立ち、本日お配りした資料が、資料1～4までございます。
事前に送付させて頂いた議事に係る資料ではなく、お手元に配布の資料について、順番に説明しますので、よろしく申し上げます。

まず、資料の1-1を御覧願います。

流山市通学区域審議会条例第6条第2項で「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定されております。

本日の会議は、委員15名中、13名の出席となっておりますので、委員の半数以上の出席ですので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、御了承願います。

本審議会は流山市通学区域審議会条例第6条の規定に会長が会議の議長となると定められておりますが、まだ会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、学校教育部長が仮議長を務めさせていただきます。学校教育部長は仮議長席へお願い致します。

<前川部長>

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題1の会長の選出に入らせていただきます。会長は、審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選によって選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。御発言をお願いいたします。

<宮原委員>

前回に引き続き小澤委員をお願いすることはいかがでしょうか。

<前川部長>

他にございますか。

<前川部長>

それでは、他にないようですのでお諮りいたします。

小澤委員を会長にすることにご異議ありませんか。

<他委員> (異議なし)

<前川部長>

それでは、異議なしということですので、小澤委員、会長をお引き受けいただけますか。

<小澤委員>

了承いたします。

<前川部長>

ありがとうございます。

それでは、小澤委員に会長を務めていただくことで、決定いたしました。小澤会長、どうぞよろしくお願ひ致します。

皆さまのご協力によって無事に会長を選任することができましたので、これをもちまして仮議長の職を解かせていただきます。

<事務局>

ここからは小澤会長に議事の進行をお願い致します。

小澤会長は会長席へお願ひ致します。

<小澤会長>

それでは議事に先立ちまして、一言申し上げます。

ただいま、皆様から本審議会の会長に選出されまして、大変光榮に存じております。私には、誠に責任重大ではあり、また不慣れな点もありますので、委員の皆様のお協力をいただきまして、この責務を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、次に副会長の選出ですが、副会長については、流山市通学区域審議会条例第5条第2項の規定では、委員の互選により選出と規定されていますが、いかがいたしましょうか。

<龍田委員>

小泉委員にお任せしたいと思います。

<小澤会長>

小泉委員にという意見がありました。皆さん、いかがでしょうか。

<小澤委員> ……<異議なしの声あり> ……

<小澤会長>

異議なしとのことですので、前回に引き続き、小泉委員にお願い致したいと考えています。

小泉委員お引き受けいただけますでしょうか。

<小泉委員>

了承いたします。

<小澤会長>

それでは、小泉委員よろしくお願いいたします。

<小澤会長>

あらかじめご報告申し上げますが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しておりますことから、本審議会も公開とします。ご了解願います。

なお、本日の傍聴者はおりませんでしたのでご報告します。

<小澤会長>

それでは、次に、「審議会の公開及び会議録の作成方法について」事務局から説明をお願いします。

<事務局>

「審議会の公開及び会議録の作成方法について」説明させていただきます。

資料2-1を御覧願います。

審議会の公開については、流山市市民参加条例第8条の「審議会等の会議の公開等」で、「審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令の規定により審議会等が非公開とすることができる」と定められているときは、この限りではありません。」と規定されております。当審議会では他法令の規定がありませんので、公開とさせていただきますのでよろしくお願いします。

次に、会議録の作成方法についてですが、流山市市民参加条例第9条の「審議

会等の会議録の作成及び公表」で、「審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令（条例を含む。）に、定めのある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。」と規定されております。

資料２－２を御覧願います。流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針第１１条の「会議録等の作成」で、「審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として１か月以内に、会議録又は議事要旨を調製しなければならない。」と規定されております。

再度、資料２－１を御覧願います。公表については、流山市市民参加条例第９条第２項で「会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければなりません」と規定され、公表の際には発言者を明らかにすることとされておりますことから、会議録などの作成形式、決裁方法を定める必要がございます。

事務局といたしましては、会議録の作成につきましては、発言の一字一句を掲載するのではなく、発言の趣旨をまとめた議事要旨という形で作成したいと考えております。また、作成した会議録の確認方法としましては、前回と同様、委員各位へ要旨（案）を確認していただき、決裁を受けるという方法を考えております。

事務局からは以上でございます。
よろしく御審議をお願いします。

<小澤会長>

事務局からの説明がありました。

「審議会の公開及び会議録の作成方法について」のうち、「審議会の公開」については、流山市市民参加条例第８条で、「会議は公開」と規定されておりますのでよろしく願いいたします。

次に、事務局から説明のありました、「会議録の作成方法について」決めていただきたいということです。

会議録は、会議終了後、原則１か月以内に議事案件を作成しなければならないとされております。

事務局の案としまして、形式としては、発言の趣旨をまとめた議事要旨としたいと考えています。

その内容の確認方法としましては、発言者の方に要旨を確認後、会長、副会長の決裁を受けたいということですが、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

特に、ございませんか。

<鈴木委員>

議事要旨でよいと思いますが、発言の一字一句を掲載する場合もあるのですか。

<上原課長補佐>

議会など会議によってはあります。

<小澤会長>

特に、御意見がないようですので、会議録の作成は発言の趣旨をまとめた議事要旨とし、その内容の確認方法としましては、委員各位へ要旨（案）をご確認していただくという事務局の案でよろしいでしょうか。

<委員> ……<異議なしの声あり>……

<小澤会長>

異議なしということですので、会議録の作成については、その方法で進めさせていただきます。

<小澤会長>

それでは、改めて、本日の審議に移りたいと思います。

審議に当たり、始めに、前川学校教育部長から御挨拶をいただきます。

<前川部長>

学校教育部の前川です。

議事に当たり、御挨拶を申し上げます。

皆様方には、本市の教育行政に、格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

通学区域は、児童・生徒だけでなく、地域住民の方々の生活においても深く密着しているものです。

そのことから、本市では、これまでも、通学区域の変更や設定案に対して、地域住民の皆様から様々な御意見や御質問をいただき、審議会委員の皆様にも、慎重な御審議を重ねていただきました。

本日は、新たに委嘱させていただいた直後の審議会ということで、本市の現状を把握していただくためにも、本年度第1回の同審議会でも説明させていただいた「児童・生徒数推計及び想定値」を事務局から説明し、その上で、一昨年及び昨年と御審議いただいた新設小学校・新設中学校の答申に係る附帯意見等に係る部分について、御意見を頂戴したいと考えています。

最後になりますが、委員の皆様方には、児童・生徒が安全で安心して通学出来るよう、また、出来る限り多くの住民の皆様にご理解いただける通学区域となりますよう、御審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

<小澤会長>

ありがとうございました。

次に、議事に係る資料の確認をします。

●次第

●事前資料1（平成31年度児童・生徒数推計及び想定値について）

- 事前資料2（新設小・中学校の通学区域の設定 答申について）
- 事前資料3（答申の附帯意見等に係る数値について）

いずれも、事前に送付されたものになりますが、不足されている方はいませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、会議に入ります。

まず始めに、「平成31年度児童・生徒数推計及び想定値について」になります。

それでは、事務局、お願いします。

<事務局>

皆さま、こんにちは。

学校教育課の吉川です。どうぞよろしく申し上げます。

私からは、まず、児童・生徒数推計及び想定値につきまして、説明させていただきます。

前回、7月11日に行われた令和元年度第1回通学区域審議会においても、同様の説明をさせていただきましたが、今回、委員の皆様が改選となり、はじめての委員さまもいらっしゃることから、本市の現状及び課題等を把握していただくとともに、今後の御審議をより深めていただきたいと考え、再度ご説明させていただきます。

平成31年4月1日現在の住民基本台帳登録者数を基に、平成31年4月1日現在で把握しております土地区画整理事業内における今後の共同住宅計画及び整備状況や指定学校変更等の状況を踏まえて作成したものです。

なお、土地区画整理事業区域内については、共同住宅をはじめとした建設計画等の不確定要素が大きいことから推計及び想定値が変動することが今後、予想されますことを御承知願いたいと思います。

また、平成30年度より作成を株式会社富士通総研に委託しておりますが、算出方法については、昨年度までと変更はありません。

それでは、推計及び想定値の結果について、児童生徒数及び学級数の変動が大きい学校を中心に、配付させていただきました資料に基づいて説明させていただきます。学級数につきましては、県の学級編制基準で算出し、特別支援学級を含んだ数になりますのでよろしく申し上げます。

事前資料の1ページを御覧ください。

小学校になります。

はじめに、流山小学校です。令和6年度には児童数1,063人、36学級で、児童数及び学級数が増加し、その後、緩やかに減少していくことを想定しています。

次に、八木南小学校です。運動公園地区の整備状況にもよりますが、令和7年度には、児童数1,593人、49学級となり、児童数及び学級数が増加することを想定しています。

次に、八木北小学校です。令和3年度より、都市軸道路（下花輪駒木線）を境に、北側を八木北小学校、南側を小山小学校にする通学区域変更を実施すること

から、令和7年度には、児童数1,429人、48学級となり、児童数及び学級数が増加することを想定しています。

次に、新川小学校です。令和7年度には、児童数199人、11学級となり、児童数及び学級数が減少することを想定しています。

2ページを御覧ください。

東深井小学校です。令和7年度には、児童数374人、17学級となり、児童数及び学級数が減少することを想定しています。

次に、鰯ヶ崎小学校です。令和7年度には、児童数682人、26学級となり、区画整理事業に伴い、児童数及び学級数が微増することを想定しています。

3ページを御覧ください。

西初石小学校です。令和7年度には、児童数599人、20学級となり、児童数及び学級数が減少することを想定しています。

次に、小山小学校です。令和3年度より、都市軸道路（下花輪駒木線）を境に、北側を八木北小学校、南側を小山小学校にする通学区域変更を実施します。令和6年度には、児童数1,736人、54学級となり、その後、ゆるやかに児童数及び学級数が減少することを想定しています。

次に、流山北小学校です。令和7年度には、児童数436人、18学級となり、児童数及び学級数が減少することを想定しています。

4ページを御覧ください。

南流山小学校です。木地区の整備が進んでいることから、令和7年度には、児童数2,159人、68学級となり、児童数及び学級数が増加することを想定しています。

次に、おおたかの森小学校です。令和3年度より、新設小学校の開校に伴い、通学区域変更を実施します。令和7年度には、児童数2,153人、67学級となり、児童数及び学級数が増加することを想定しています。

児童数が増加している、おおたかの森小学校を少しでも緩和するため、新設小学校においては、開校に向け、特色ある、魅力あふれる教育活動を研究し、周知することで、おおたかの森小学校から指定学校を変更し、新設小学校へ通学する児童が少しでも増えるよう努めてまいります。

今後も、児童・生徒数推計及び想定値を注視し、必要な対応を検討していくとともに、一時的に県の学級編制基準で概ね48学級を超えてしまう場合には、国の学級編制基準を適用し、概ね48学級を原則としてまいります。

なお、県の学級編制基準を超える学年については、市独自で仮の名称ではありますが、「担任サポート教員」を配置して、きめ細かな指導を行い、子ども達の学校生活に支障が生じないよう対応することを考えております。

次に、新設小学校です。令和3年度の開校時には、推計値では、児童数449人、16学級となり、令和7年度には、児童数1,126人、35学級を想定しています。

以上で、小学校の説明を終わります。

5ページを御覧ください。中学校になります。

はじめに、常盤松中学校です。八木北小学校の児童数増加に伴い、令和3年度には、生徒数404人、14学級となり、それまで生徒数及び学級数が増加することを想定しています。

次に、南流山中学校です。南流山小学校の児童数増加に伴い、令和7年度には、生徒数851人、27学級となり、生徒数及び学級数が増加することを想定しています。

次に、おおたかの森中学校です。令和4年度より新設中学校が開校となりますが、おおたかの森小学校の児童数増加に伴い、令和7年度には、生徒数884人、26学級となり、生徒数及び学級数が増加することを想定しています。

最後に、新設中学校です。令和4年度の開校時には、推計値では、生徒数341人、10学級で開校し、令和7年度には、生徒数744人、22学級となり、生徒数及び学級数が増加することを想定しています。

今後も児童・生徒数推計及び想定値を注視し、文部科学省の国庫補助事業を活用しながら、状況に応じて必要な対策を講じるなど、教育の充実に努めてまいりたいと考えています。

なお、只今説明しました、児童生徒数推計及び想定値については、流山市ホームページにも掲載しております。

以上で、私からの説明を終了させていただきます。

<小澤会長>

只今、事務局から説明がありましたが、この内容について何かご意見（補足含め）やご質問はございますか。

<安江委員>

南流山小学校、おおたかの森小学校で、児童数が増加しているということで、令和7年度には、総クラス数が68クラスになるとのことですが、学校運営として、68クラスある学校はどのように運営していくのでしょうか。

<小澤会長>

単純に計算しても、1学年10クラス以上になるということですが、学校運営上色々な支障が出てくるのではないかとということですが、事務局いかがですか。

<宮本次長>

小学校は概ね48学級、中学校は概ね42学級を超えてしまうことが考えられます。あらゆる可能性を検討して、対応してまいります。

<安江委員>

八木南小学校も児童数が増えていますが、現状で教室が余っていれば良いですが、今後増えて足りなくなってしまうということはないのでしょうか。

<宮本次長>

八木南小学校については、状況を見ながらではありますが、増築等で対応できればと現時点では考えています。

<高西委員>

向小金小学校は、働いている保護者が増えているので、学童の利用者が多いので、教室を潰して学童保育の場所を増やしている状況ですが、おおたかの森小学校などの児童数が増えた場合、学童保育の場所はどのように確保するのでしょうか。

<前川部長>

組織編制により、今年度から教育委員会が教育総務部、学校教育部、生涯学習部に分かれたことにより、学童については教育総務部で所管していますが、おおたかの森小学校については、400名規模の学童を建設しました。

待機児童が出ないように、十分に考えていきます。

今後児童数が増加してきた場合には、推計値を見ながら、教育の質が落ちないように、学童クラブも併せて増築、新設等整備していきたいと考えています。

<小澤会長>

流山市では1年生から3年生までと、障害をお持ちのお子さんについては6年生まで全員が学童クラブに入れる方針で運営しています。

そのうえで、定員に余裕がある場合には、4年生からも受け入れています。

おおたかの森小学校は、400名規模、南流山小学校では200名規模の学童クラブを整備したり、教室に余裕があれば、空き教室を学童クラブに転用したり、するなど、児童・生徒数推計を踏まえながら対応しています。

他にいかがでしょうか。

<小泉委員>

つくばエクスプレスの高架下や、流山おおたかの森駅北口に学童を作ると耳にしましたが、そのような話がありますか。

<前川部長>

現時点で、つくばエクスプレス高架下や流山おおたかの森駅北口に学童を作るという計画については聞いていません。

<知念委員>

現在、八木北小学校が増築工事中ですが、他の学校も同じ形で工事をしているのでしょうか。

<前川部長>

増築は、現在のところ八木北小学校のみです。

<知念委員>

今後、随時工事を行っていくのでしょうか。

<前川部長>

学校の整備について、修理を行うのか、または建て直し等を行うのかどうかは、

来年度の市全体の総合計画で決定しますので、いつどの学校に何をするのか、来年度には大まかな計画が決定すると思います。

<クリアリー委員>

令和7年度の、市全体の児童数はどのくらいが見込まれるのでしょうか。

<安江委員>

小学校は15,000人(15,646人)

中学校は5,600人(5,680人)でした。

<龍田委員>

「事前資料1」

1.(1) 小学校現行の通学区域での児童・生徒数推計及び想定値

2.(1) 中学校(現行の通学区域での児童・生徒数推計及び想定値

の新設小学校(中学校)の下に、総計の欄を作成してはどうでしょうか。

そうすると、生徒数がわかりやすいと思います。

<前川部長>

これは4月1日に公表されたものを再度お配りしていますので、来年度お出しする時に検討させていただきます。

<龍田委員>

東初石1丁目の児童は、八木北小学校区で、八木北小学校まで徒歩25分程度かかっている一方、常磐道高速道路から分かれて江戸川台小学校に通学している児童もいて、15分程度で通学していると思います。

東初石1丁目全体を、江戸川台小学校へ行かせた方が、八木北小学校の児童数増加を抑えられて、良いのではないかと思います。どうでしょうか。

<吉川管理主事>

東初石1丁目は、現状八木北小学校区ですが、通学時間がかかることから、江戸川台小学校への指定学校変更の許可地域となっています。

なぜかという、東初石1丁目全域を江戸川台小学校区としてしまうと、東初石という自治会、地域の分断につながる側面もあることから、指定学校変更を許可するという形をとっています。

今後も、児童、地域の実情等を見ながら、判断していく時期がくると考えています。

<小澤会長>

他になければ、次の「新設小・中学校答申に係る附帯意見等の整理」について、に移ります。

それでは、事務局、お願いします。

<事務局>

皆さま、こんにちは。

学校教育課の軍司です。どうぞよろしく申し上げます。

資料については、

事前資料2「新設小・中学校の通学区域の設定 答申について」

事前資料3「答申の附帯意見等に係る数値について」

をご覧ください。

まずは、事前資料2ですが、こちらは、一昨年に答申いただきました新設小学校、また、昨年に答申いただきました新設中学校の答申のになります。

次に、事前資料3ですが、こちらは、その間に行われた住民説明会等で住民の方々や保護者の方から、特に質問が多かった『自転車通学について、バス通学について、小学校6年生の弟妹の指定学校変更の許可について』に係る数値を示しております。

具体的に、事前資料3について、今後、教育委員会内において、さらに検討を重ねていく上で、委員の皆様には、御審議ならび御意見を頂戴できればと考えています。

説明に先立ち。最初にお伝えさせていただきますが、今回の審議会では、そのすべてを本日中に、審議会の総意として取りまとめる訳ではなく、あらゆる見地から、様々な御意見を頂戴させていただきたいと思えます。

これらの許可については、今後、皆様の意見を参考とし、教育委員会 で決定していくものとなります。

まず、「自転車通学」について です。

(1) をご覧ください。

こちらは、新設中学校が開校する令和4年度及び令和7年度の想定値を学校から直線距離1.5キロ以上、1.7キロ以上、2キロ以上の人数を算出したものとなります。

参考までに、新設中学校の自転車置き場については、令和4年度の開校に合わせて、収容台数は約250台になると、学校建設の所管課の学校施設課から伺っており、生徒の増加に合わせて、適宜、増設が可能とのこと です。

ちなみに、現在、おおたかの森中学校ですが、1.7キロ以上の範囲において、学校長の判断において、自転車通学を許可しています。

新設中学校は、開校前ですので、許可距離は、教育委員会 で決定する必要があります。

次に、「バス通学」について です、

(2) をご覧ください。

バス通学については、通学区域の変更により通学距離が遠方となる、流山おおたかの森駅西口及び北口の一部地域の児童について、保護者の責任を前提に路線バスの利用を認める方向である旨を教育委員会がお示

しているところですが。

こちらは、新設小学校の内容になりますが、令和3年度及び令和7年度における児童数推計及び想定値を基に、流山おおたかの森駅の西口及び北口の児童数を算出したものとなります。

先に説明した自転車通学と同様、また、その他学校同様、バス通学については、その許可の有無、距離等も開校後は学校長の判断に委ねられることとなります。

最後は、「兄弟姉妹」についてです。

(3)をご覧ください。

こちらは、新設小学校の内容となり、令和3年度に、おおたかの森小学校6年生については、卒業を控えているなどの理由から指定学校変更の許可を受けることで、引き続きおおたかの森小学校へ通学が可能とすることとしています。その弟妹も指定学校変更を許可していくのかという意見がございましたので、資料のとおり、令和3年度時点での、小学校6年生の弟妹の人数を示したものとなります。

これまで、兄弟姉妹に関し、別々の学校に通学するのは、好ましくはないということで、兄弟姉妹が同じ学校に通学することができるよう、推計及び想定値を注視しながら柔軟に対応してまいりたいと、説明してきたところです。

教育委員会といたしましても、今後の児童生徒数推計及び想定値を注視しながら、兄弟姉妹が同じ学校に通学することができるよう柔軟な対応してまいりたいと考えています。

以上で私からの説明を終わります。

<小澤会長>

只今、事務局から説明がありました。
この内容について何かご意見（補足含め）やご質問はございますか。

<小泉委員>

資料3「答申の附帯意見等に係る数値について」

(2) 新設小 バス通学人数（想定）とありますが、既にバス通学を希望しているというお話が出ているのでしょうか。

<上原課長補佐>

新設小学校の住民説明会の中で、保護者からバス通学を求める意見が多かったことを受け、おおたかの森駅北口、西口の一部の児童については、保護者の責任の下、路線バスによる通学を認める方向ですという内容で公表しています。

<小泉委員>

では、具体的にはまだ決定していないということでしょうか。

<上原課長補佐>

具体的な内容は、まだ決まっていない状況です。

<高西委員>

バスを利用すると、新設小学校までどのくらい時間がかかるのでしょうか。
また、歩くとどのくらい時間がかかるのでしょうか。

<上原課長補佐>

バスを利用すると、5分くらいです。

徒歩だと、現在は都市軸道路ができましたので、以前よりも近くなりましたが、一番遠いところで25分程度かと思います。

<高西委員>

先日バス停でバスを待っていた私立小学生が襲われる事件があったこともあり、「保護者の責任の下で許可をする」とは言っても、バス通学を許可する以上は、何かあれば市も学校も責任を負うことになると思います。

バスの乗り方等は保護者が教えるとしても、時間が経ち、マナーが崩れてきた時の指導や、一般の通勤通学にバスを使用する方々の迷惑にならないようにするため、定期的に地域のボランティアの方や、教員を配置して指導する等の対策を講じる必要があると思います。

<クリアリー委員>

おおたかの森駅北口のバス通学利用見込み人数が、令和7年度の269人いますが、同じような登校時間帯に、269人の児童が通学するのにバスが何台必要なのだらうかと思います。

路線バスであれば、通勤通学で利用している人もいるでしょうから、新設小学校に向かう児童がたくさんいることで、乗れずに見送ることになってしまう可能性を考えると、25分でも頑張って歩いた方が良いのではないかと、思いました。

<吉川管理主事>

バス通学の許可を検討することになった経緯についてお話します。

バス通学許可エリアの右半分は、もともと小山小学校区でした。

小山小学校もおおたかの森小学校も児童数が増加したことで新設小学校が必要となり、建設の計画ができたところです。

新設小学校の通学区域を決定する中で、この地域に大きなマンションが今後建設されるということなので、この地域を引き続き小山小学校区とすると、小山小学校がパンクしてしまうため、新設小学校区にさせてください、ということで住民の方々の御理解をいただいて、このような通学区域になったという経緯があります。

ここには既に建っていたマンションもありましたので、小山小学校の方が近

いにも関わらず、新設小学校区になり、遠くなってしまったので、バス利用を検討してほしいということで、このような話が出てきています。

ただしあくまでも、教育委員会としては「バス通学をしても良い」というものであり、実際にバスで通学をするかどうかは、保護者の責任でとお願いしていますので、そのあたりも含めて、御審議いただければと思います。

<知念委員>

資料の数字は、あくまでも想定の人数であり、実際使うかとは別の話であると思います。

新しくできている道でもありますし、他の学校で、もっと複雑で危険な通学路の学校もありますので、新設校ができて、道を一緒に歩いてみれば、実際にバスを使う児童はあまりいないのではないかと、保護者としては感じました。

<小澤会長>

教育委員会の方々も実際に歩いて足で確かめていますので、そういった意味では、他の地域と比べても安全面については確保されていると思います。

<龍田委員>

通学路になる道路は、どこまで安全になっているのでしょうか。

ガードレールの設置を検討する等の対策は行われていますか。

道路管理課とも相談していただいて、安全な通学路にしていただきたい。

新設小学校へのルート、流山警察署から新設小学校に入るところがわかりづらいと思います。

<軍司係長>

既存校の通学路については、毎年通学路合同点検を行い、各学校から危険箇所をあげてもらい、点検、対策を行っています。

新設小学校の通学路については、学校教育課でおおまかな指定通学路の案を決めます。

今後の予定としては、ある程度指定通学路の案が決まっていますので、今年度中に道路管理課、道路建設課、学校施設課と現地点検を行い、必要に応じて、県土木事務所や警察にも情報提供を行います。

龍田委員がおっしゃるように、新設小へのルートの中で一番危険と思われる下花輪駒木線を通る場所を少なくするルートを今考えています。

現地点検後、必要に応じてグリーンベルト、看板、路面標示を各関係機関へ要望していこうと考えています。

また、令和2年5月頃に、新設小学校入学対象の保護者説明会を行う予定ですので、そこで指定通学路案を提示し、保護者の方々から、危険箇所があれば知らせていただき、毎年実施している通学路合同点検で、土木部、警察、県土木事務所等と現地点検を行い、対策内容についても、年度末に予定している開校前の保護者説明会で御報告します。

<鈴木委員>

一番肝心なのは、防犯カメラがひとつもないということです。

前任の委員も含め、このような席でも、警察関係者にも、みどりの課など色々なところに要望しているが、ひとつも実行されていないのが防犯カメラです。

通学路としてある程度道が決まっているとしても、抑止力のために、防犯カメラを付けるべきだと思います。流山市は積極的に進めていない。

予算的な問題とは聞いていますが、削るべきところを削って、設置するべきだと思います。最優先事項だと思います。

<長岡委員>

昔は、新川地区など、路線バスで通学している子どもがいた時代もありましたが、路線バスがなくなっていったことで、保護者の送迎に移行していったように思います。

自転車でもバスでも問題はあると思うので、補導員の立場で出ている身として、防犯カメラの話は初耳だったので、先ほどの鈴木委員の御意見は補導員連絡協議会の場でも提案していきたいと思います。

また、大人でも交通ルールを守れていないこともあるので、新設小学校までの道路が完成してからの問題になってくるように思います。

<小澤会長>

鈴木委員のおっしゃった御意見はとても大事なことで、我々は安全対策の委員も兼ねていますので、そこでまた意見を述べていきたいと思います。

<佐藤委員>

駐輪場を250台分開校当時整備予定とのことですが、1.7kmで設定しても3年後には292人が自転車通学の該当になると考えると、1.7kmに設定しても無理があるように思います。

自転車通学を認める際の距離設定は、既存の中学校でも課題になることが多く、道路の広さや危なさによっても変わってきますが、この数字だけではそれが見えてきませんので、そこも考えなければいけないと思います。

また、新設中学校で自転車通学を認めるのであれば、その距離設定は、議論し、慎重に行うべきだと思います。

<安江委員>

13歳から15歳の子どもで、2kmで徒歩約30分と思いますが、大変だけれども、なるべく歩くことも大切ではないかと思います。

保護者もまだ実際に見て歩いているわけではないので、「遠い・危険」と感じたかもしれませんが、先ほど通学路案を聞いたところ、意外と安全に行けるのではないかと思います。

バス通学に関しては、学校や道路ができた時点で、保護者と子どもと一緒に歩いてみてもらって、納得していただいて、なるべくバスは使わないようにするのが良いのではないのでしょうか。

<鈴木委員>

青田は八木北小学校区かと思いますが、2 kmを超えているところもあるのではないのでしょうか。

小学生はそのくらいの距離を歩いて行っていて、中学生は自転車で常盤松中学校まで行くとなると、小学生から文句は出ないのでしょうか。

途中に寂しい道もあると思いますが、バス通学をしている児童はいるのでしょうか。

<吉川管理主事>

青田は、江戸川台小学校に指定学校変更、または西原小学校に区域外就学をして通っている子どもが多くいますので、八木北小学校に通学している子は少数です。

<長岡委員>

例えば八木北小学校は、歩道と車道が一緒ですので、安全面でいうと新設小学校の方がきちんと整備されているので、ルールを守りさえすれば大丈夫だと思います。

<小林委員>

小学校では、年に1回、自転車の安全指導を行っていますし、家庭でも指導をしているのである程度守れていますが、見本となるべき大人のマナーが悪く感じます。

新設中ができる前に、実際に自転車で何回か走行して、危険箇所を確認し、バスについても同様に、試験的に行動をおこして検討してほしいと思います。

<宮原委員>

バス通学を認めるとなると、お金もかかりますので、家庭によって差がでることが心配です。

自転車に関しては、2 km以上となると、通学は大変だと思いますが、昔、三輪野山4丁目から流山北小学校に通学していた子どもたちは、1.7 kmくらいありました。

確かに大変だったと言っていました、遠くても思い出に残っているようです。

また、遠くから通っていた子どもたちは、マラソンが早い等、身体の強い子が多かったと思います。

そういうことも考えると、2 kmくらいなら徒歩でもいいのではないかと思います。

<佐藤委員>

新設小学校区の中で、1番遠くの家から新設小までどのくらいの距離があり

ますか。

<上原課長補佐>

2 km弱です。

ゆっくり歩いて25分、今は都市軸道路ができたので、そこを通ると、若干近くなります。

<佐藤委員>

気候が良い時であれば大丈夫ですが、真夏の熱中症の危険性が高い時など、荷物と、その日の飲み物が入った水筒を持っているので、30分以上歩くことになるようであれば厳しいかなと思いますが、ゆっくり歩いて25分ということであれば、どの学校にも同じくらい歩いて通学している子はいるなと思いました。

<近江委員>

流山北小学校は、これから児童数が減少していくようですが、今おたかの森小学校へ指定学校変更を許可している一部地域を、将来的に、流山北小学校区に戻すということはあるでしょうか。

<上原課長補佐>

今後、児童推計値を見て、必要があれば、それも考えられます。

<小澤会長>

(3)の兄弟姉妹の件については、事務局から説明がありましたが、兄弟姉妹が別の学校に行かないように柔軟に対応するという形でよろしいでしょうか。

<他委員> 異議なし

<小澤会長>

では、兄弟姉妹についてはこの形で皆さん進めてほしいということで確認させていただきました。

他に、附帯意見等についても御意見、御質問はありますでしょうか。

よろしいですか。

では、以上で、本日の議題がすべて終了いたしました。

最後に、事務局から案内などがありますか。

<事務局>

皆様、本日も御審議いただき、誠にありがとうございます。

次回の審議会ですが、まだ具体的に決定した日程はございませんが、詳細の日時等は、これまで同様、事務局から改めて開催1か月前を目途に案内させていただきます。

事務局からは以上です。

<小澤会長>

ありがとうございました。

本日は、これにて閉会といたします。

長時間にわたり、貴重なご審議、ありがとうございました。

以 上